

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市は、「昭和の大合併」のもと、豊富な自然と歴史の中で培われた伝統や文化など豊かな地域資源を有した緑園文化都市として、主にJR山陰本線と国道9号に沿って市街地を形成し、多くの都市機能が集積するなど、比較的まとまりのあるまちとして発展してきました。

しかし、我が国においては少子高齢社会・人口減少社会の進展など急激な社会変化が生じており、地方都市における社会構造に大きな影響をもたらすとともに、まちづくりにおいてもその対応が求められています。

本市では、これらの都市構造の変化や今後の社会経済動向を踏まえ、平成24年に策定した「亀岡市都市計画マスタープラン」に基づき、「集約拠点ネットワーク型都市」の形成を目指し、まちづくりを進めてきました。

そのような中、平成26（2014）年8月、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、行政と住民、民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するための立地適正化計画制度が創設されたことを踏まえ、都市計画マスタープランなどの上位計画で位置づけた将来都市像の具現化に向け、生活サービスやコミュニティの持続的な確保、公共交通の充実等による、コンパクトなまちづくりを実現するため「亀岡市立地適正化計画」を策定します。

2 立地適正化計画制度について

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持やインフラ費用の抑制などによる持続可能な都市を実現するために市町村が策定する計画で、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実など、都市全体を見渡して作成する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

(2) 立地適正化計画で定める主な事項

立地適正化計画では、主に以下の表に示す項目について定めます。

表 立地適正化計画で定める主な事項

項目	内容
計画区域	・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とすることが基本
基本的な方針	・中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像等を設定
居住誘導区域	・人口減少の中でも、一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域 ・居住環境の向上、公共交通の確保等、居住を誘導するための施策
都市機能誘導区域	・医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 ・当該都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するための施策
誘導施設	・居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、立地を誘導する施設

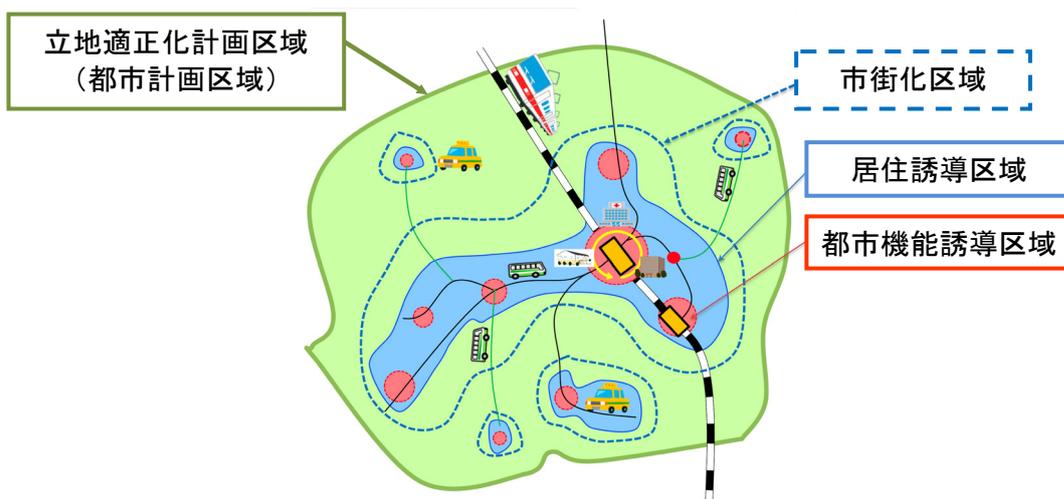


図 立地適正化計画の区域イメージ

出典：立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省資料）

3 計画の位置づけと役割

(1) 計画の位置づけ

亀岡市立地適正化計画（以下、「本計画」とする。）は、「第4次亀岡市総合計画」及び京都府が定める「南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められる「亀岡市都市計画マスタープラン」の具体的な方策として定めるもので、都市計画マスタープランの一部として位置づけられます。

本計画は、上位計画である「第4次亀岡市総合計画」や「亀岡市人口ビジョン・総合戦略」との整合を図りつつ、「亀岡市都市計画マスタープラン」における基本理念や都市の将来構造などに準拠して策定します。また、健康・福祉・子育て、公共交通、公共施設管理等の関連する分野の計画との連携を図ります。

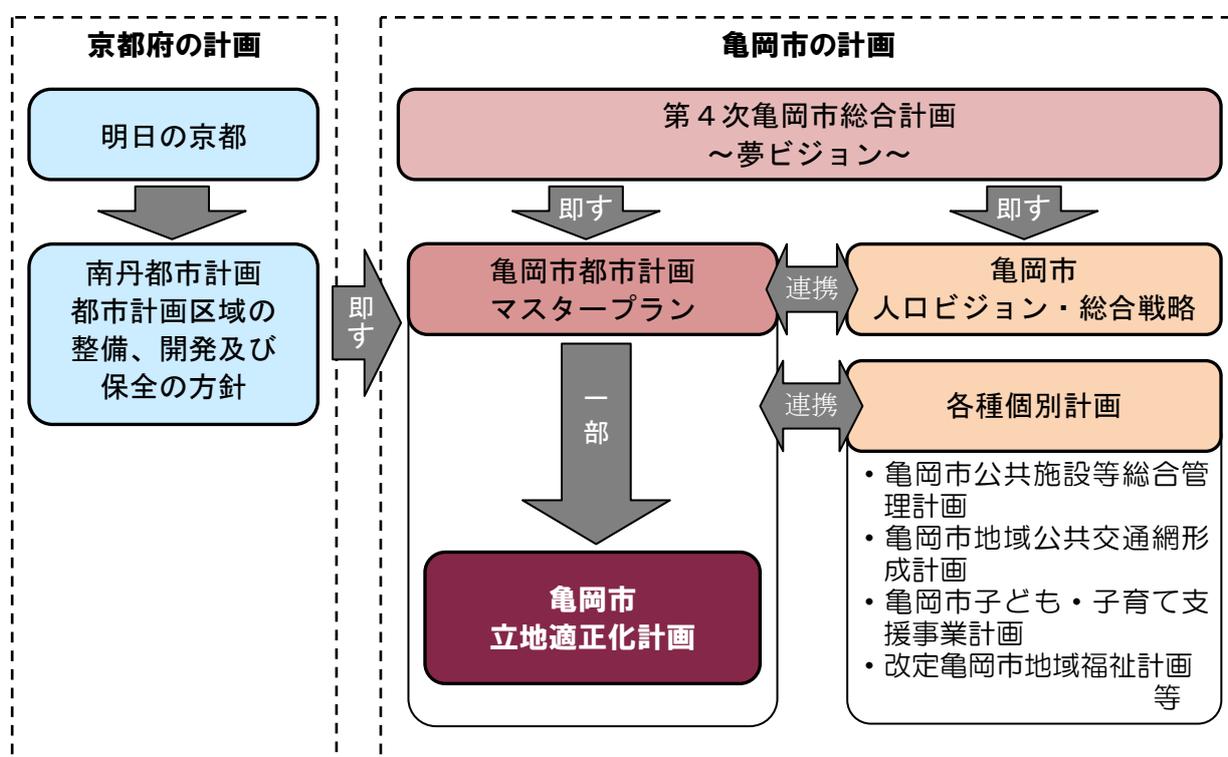


図 亀岡市立地適正化計画の位置づけ

(2) 計画の役割

本計画に基づいたメリハリのある土地利用を誘導することで、コンパクトなまちづくりの実現による市街地の基礎体力の強化とあわせて、「亀岡市人口ビジョン・総合戦略」等に基づく産業振興や定住人口対策等による市全体の活力の底上げを図ることで、将来都市像の実現を目指します。

なお、本計画で定める誘導区域などは、全ての人口や都市機能を特定の区域に集約するものではありません。本計画で用いる「誘導」とは、長期的に緩やかに居住や都市機能の立地を推奨していくものです。

(3) 立地適正化計画の役割のイメージ

コンパクトなまちづくりへの取り組み（メリハリのある誘導） 

市街地の
基礎体力の強化

⇒ 立地適正化計画、地域公共交通網形成計画、公共施設等総合管理計画 等

産業振興・定住人口対策等の取り組み（活力の底上げ） 

市全体の
活力の底上げ

⇒ 総合計画、人口ビジョン・総合戦略等各種計画

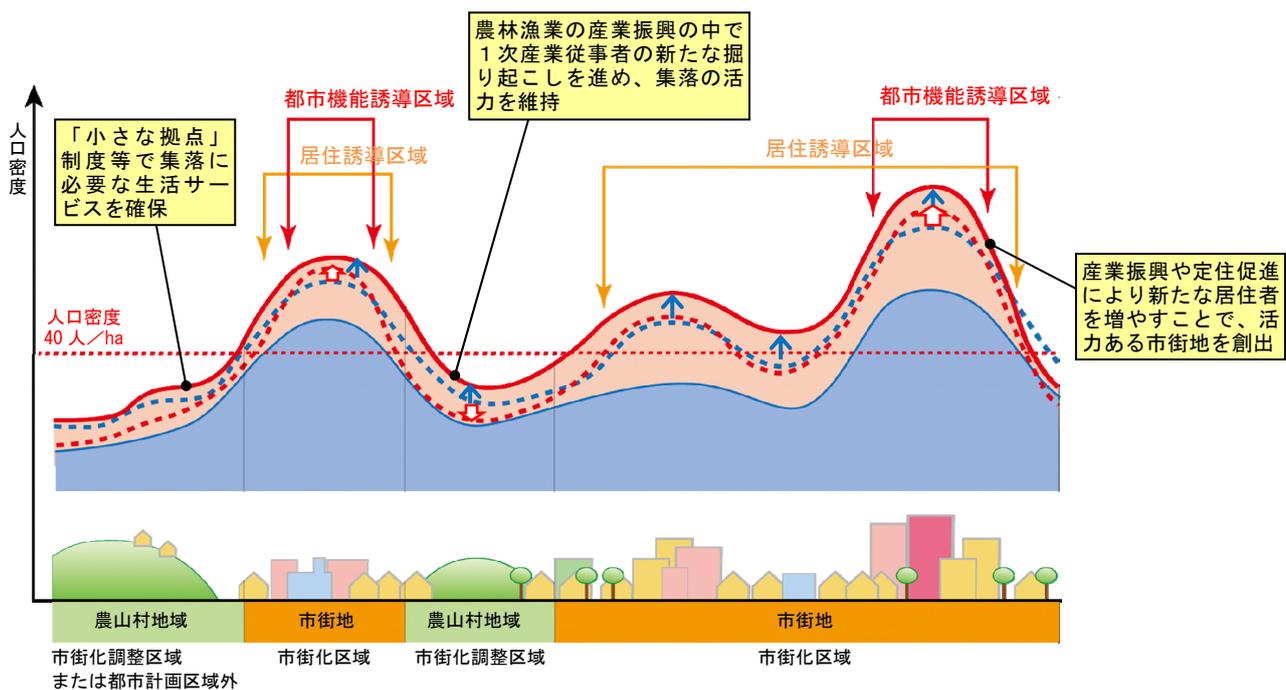
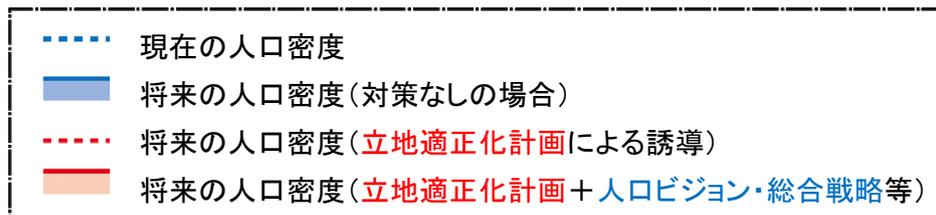


図 立地適正化計画の役割のイメージ

4 計画区域

本計画の計画区域は、本市の都市計画区域内とします。

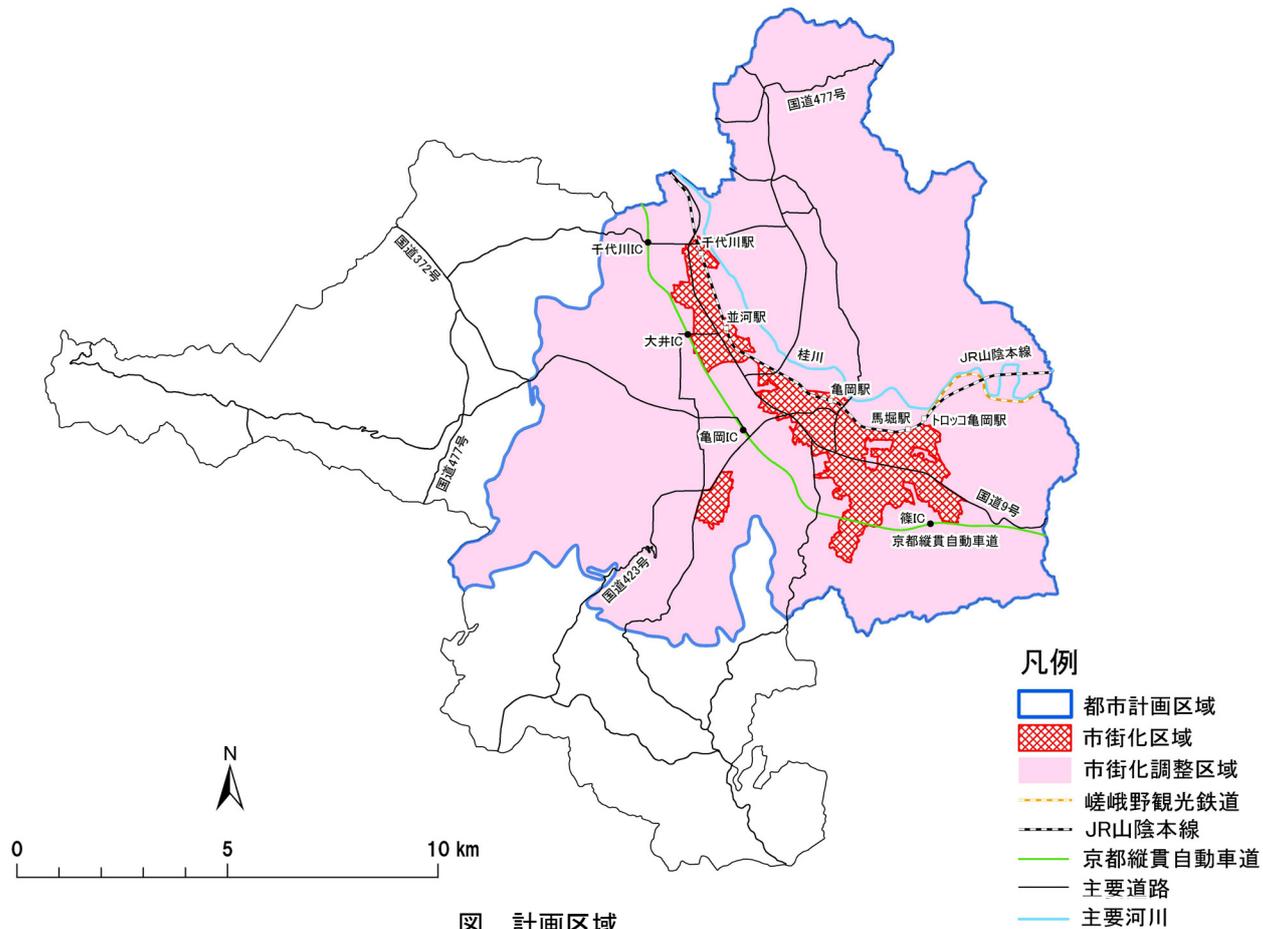


図 計画区域

5 計画期間

本計画の計画期間は、概ね 20 年後の都市の展望を見据え、平成 52 (2040) 年度までとします。なお、社会情勢や国の政策等の変化、総合計画・都市計画マスタープランの上位計画及び関連計画等の見直しにあわせて必要に応じ、本計画の見直しを行います。

計 画	2019	2021	2031	2040
総合計画	第4次計画	第5次計画 次期計画	第6次計画 次期計画	
都市計画マスタープラン		次期計画	次期計画	
立地適正化計画				

総合計画等にあわせて必要に応じ、見直しを行う